

第3章

計画の基本的な考え方と施策の展開

1. 計画の基本理念と基本方針

第1次から第3次までの子ども総合計画では、「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念としてきました。

本計画の基本理念は、「子ども・親・地域が育ち合う」「子どもたちの笑顔」というこれまでの理念を継承しつつ、こどもにも分かるようなシンプルな表現とし、「こどもたちの笑顔があふれるまち とよた」としました。

笑顔が「輝く」から笑顔が「あふれる」とした理由は、輝いている笑顔、はにかんだ笑顔、明るい笑顔など、こどもたちの様々な笑顔があふれるまちにしたいという思いからです。また、こどもたちの意見でも「みんな」「笑顔」「あふれる」というキーワードが多く出たため、その思いも形にしました。

「こどもたちの笑顔があふれるまち」は、こどもも大人も、全ての人が笑顔で過ごすことができる、「みんなにやさしいまち」であると考えています。

基本理念

こどもたちの笑顔があふれるまち とよた

本計画を推進するに当たり、基本理念を実現するための基本的な方針を2点掲げます。

基本方針① こどもの権利を大切にする

「こどもたちの笑顔があふれるまち」を実現するためには、こどもたち一人ひとりが、かけがえない存在として尊重される必要があります。また、こどもたちの多様な価値観が認められ、こどもが自分らしくいられることも必要です。

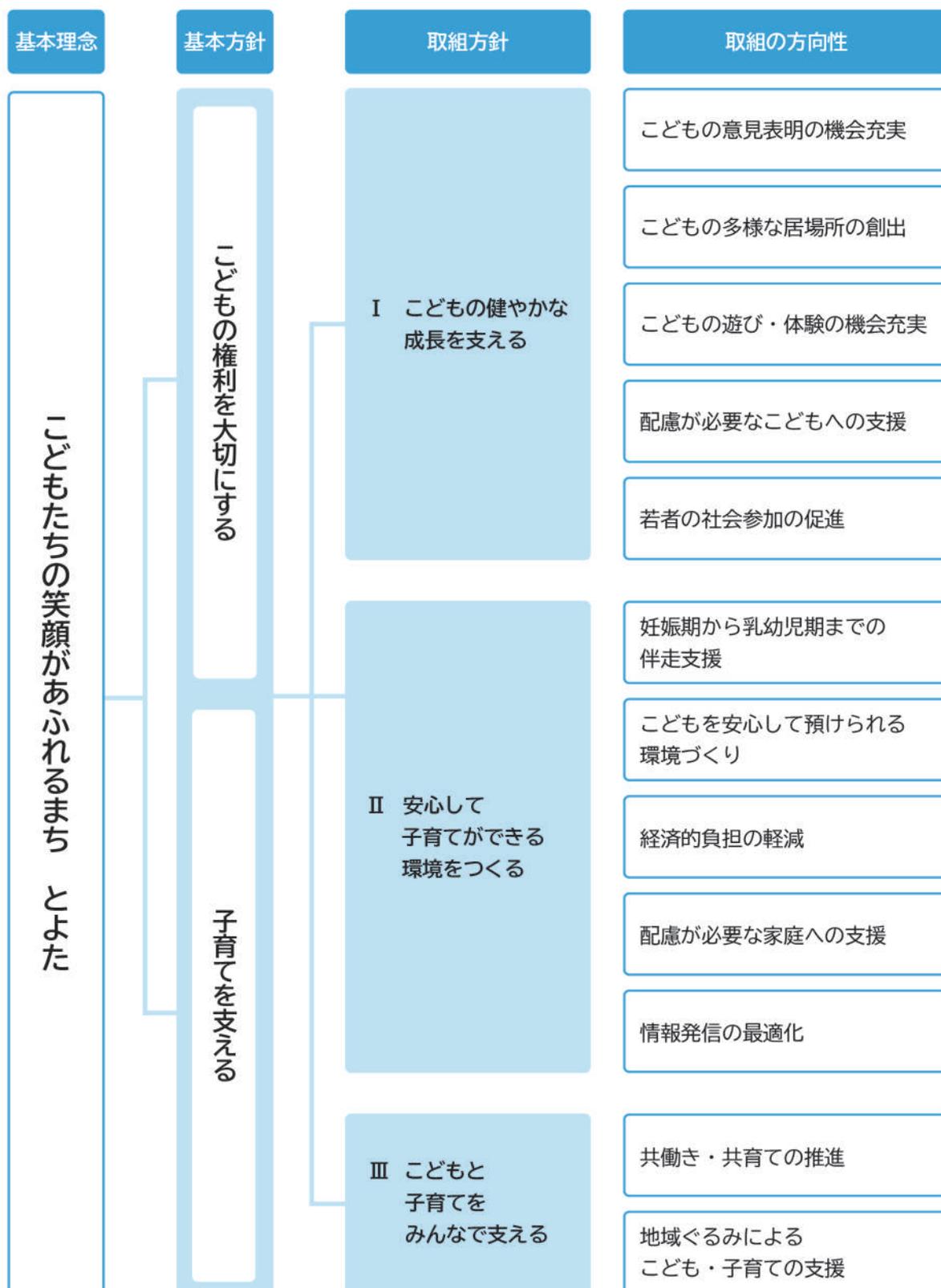
その上で、最も大切なことが、豊田市子ども条例で規定する4つのこどもの権利（安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利）を理解し、守り、実践することです。

基本方針② 子育てを支える

こどもが笑顔になるためには、こどもの成長を一番身近で支える保護者や家族の笑顔も必要です。昨今では、子育て家庭の孤立や仕事と子育ての両立の難しさ等が問題となっており、社会全体で子育てを支える取組が重要となります。

2. 計画の体系

本計画では、基本理念・基本方針を踏まえて、3つの取組方針、その下に取組の方向性を設定しました。なお、計画に掲載する取組については、全ての事業を網羅するのではなく、5年間の計画期間において特に注力するもの、豊田市独自のものを位置付けました。



3. 重点プロジェクト

本計画では、計画策定に当たって実施したアンケート調査や、こどもワークショップなどから得られたこども本人や保護者等の意見を踏まえ、計画期間において、重点的に取り組む施策を、重点プロジェクトとして設定することにしました。

重点プロジェクトは、豊田市がこれまで取り組んできたことを踏まえ、課題として明確になってきた点や、国や社会の動向に対応し、こどもや子育て世帯の目線に立って効果的と考えられるものに重点的に取り組むため、以下の3つを設定しました。

各プロジェクトでは、具体的な取組を複数設定し、5年間における推進スケジュールを記載しています。今後はそれぞれの取組について、毎年度進捗管理をしながら確実に柔軟に推進していきます。

重点1

こどもの権利プロジェクト

- ▶▶ ① 市民との共働⁵によるこどもの権利啓発
- ▶▶ ② こどもの意見表明・反映の仕組みづくり
- ▶▶ ③ 地域資源を活用したこどもの支援体制の充実

重点2

こどもの居場所プロジェクト

- ▶▶ ① 多様なこどもの居場所づくりの推進
- ▶▶ ② こどもの居場所マップの構築
- ▶▶ ③ こどもと居場所のマッチング

重点3

子育て支援デジタル化プロジェクト

- ▶▶ ① プッシュ型通知による最適な情報発信
- ▶▶ ② デジタル技術活用による子育て手続きの負担軽減

⁵ 共働：市民と行政が協力・連携すること。通常これを協働というが、豊田市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる。



重点1 こどもの権利プロジェクト



設定根拠

- ・令和5（2023）年4月にこども基本法が施行され、国全体でこどもの権利への関心が高まっています。豊田市は、平成19（2007）年10月に子ども条例を制定し、こどもの権利の実現に向けた取組を先進的に実施してきた実績があり、子ども条例の認知度や、こどもの権利が尊重されていると感じる市民の割合は増加しています。
- ・しかし、虐待やいじめ、不登校など困難を抱えるこどもが依然として多くいる現状を踏まえ、こどもの権利保障について「知っている」から「行動している」につなげていく必要があります。
- ・また、平成20（2008）年度から子ども会議を開催し、市政にこどもの意見を届ける機会をつくってきましたが、一部のこどもの参加に留まることから、より多くのこどもの意見を市政に反映させる仕組みの構築が課題となっています。

取組の方向性

01 こどもの権利の理解を広める・深める

令和5（2023）年11月に開催された「子どもの権利条約フォーラム2023inとよた⁶」の経験を生かし、こどもの権利に関心のある市民団体等と共に、より多くの市民にこどもの権利を啓発するとともに、実際にこどもの権利を尊重した行動につながるように、理解を深める取組を進めます。

02 こどもの意見を市政に取り入れる

子ども会議だけでなく、より幅広くこどもの意見を聴く取組を推進するとともに、こどもの意見を計画段階から市政の各分野に取り入れる仕組みを構築します。また、一部の地域で実施されている、こどもの意見を地域に反映する取組が、より多くの地域で取り組まれることを目指します。

また、こどもの意見がどのように施策や事業に反映されたかフィードバックすることで、こどもの自己肯定感や社会の一員としての主体性を育てていきます。

03 こどもの権利侵害への適切な対応

虐待やいじめ、不登校など、権利が侵害されているこどもに対して、行政だけではなく、地域全体でのこどもの見守りや適切な支援へのつなぎなど、こどもが声を上げやすい環境づくりを進めます。

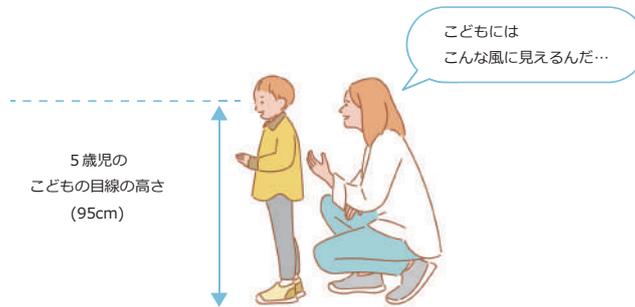
⁶ 子どもの権利条約フォーラム2023inとよた：子どもの権利条約やこどもの権利についての理解の普及を目的に開催された全国的な市民フォーラム。

① 市民との共働によるこどもの権利啓発

▶▶ 具体的な取組内容

- ・ こどもの権利に関心の高い市民団体や企業・事業所などと共働して、市民講師による出前講座や、豊田市版こどもの権利フォーラムの開催など、こどもの権利の理解を広める取組を実施します。行政だけでなく市民と共働することで、こどもの権利を理解する市民のすそ野を広げます。
- ・ また、大人がこども目線を実感できるような疑似体験会など、具体的に分かりやすい啓発を行うことで、こどもを尊重する行動につなげます。

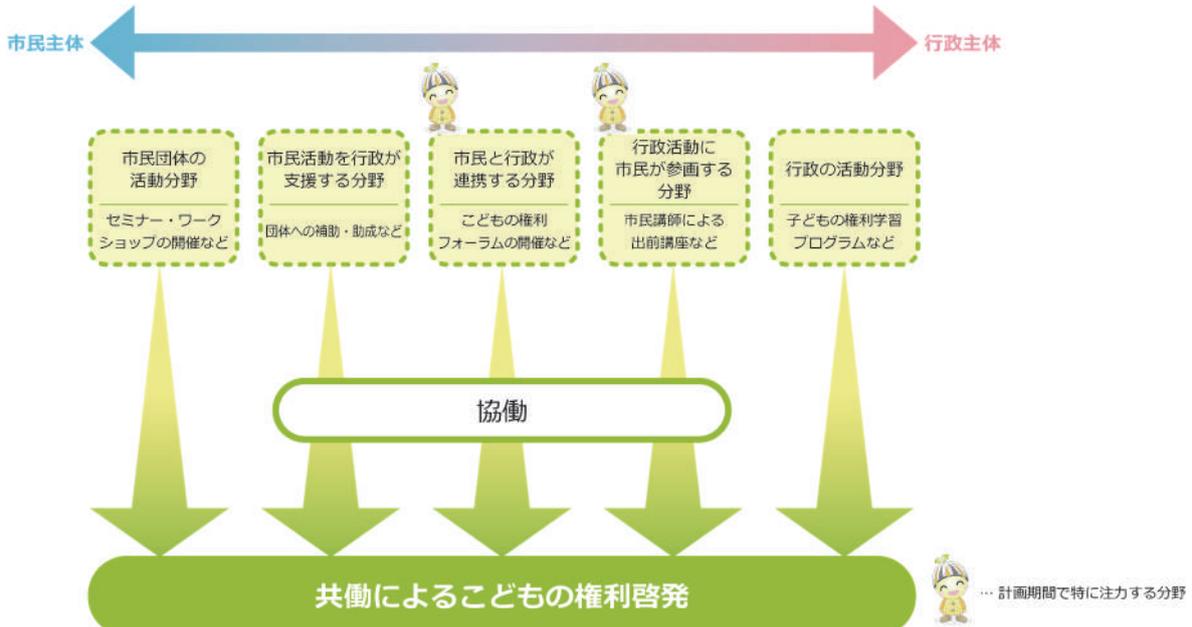
図：こどもの目線の疑似体験会イメージ



▶▶ スケジュール

| R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
|----------------------|-----|-----|-------------|------|
| 出前講座のプログラム検討・構築・実施 | | | 講座の見直し・改善 | |
| 豊田市版フォーラム開催 | | | 開催方法等の見直し | |
| 疑似体験会など新たな啓発手法の検討・実施 | | | 新たな啓発の実施・改善 | |

図：共働によるこどもの権利啓発のイメージ



② こどもの意見表明・反映の仕組みづくり

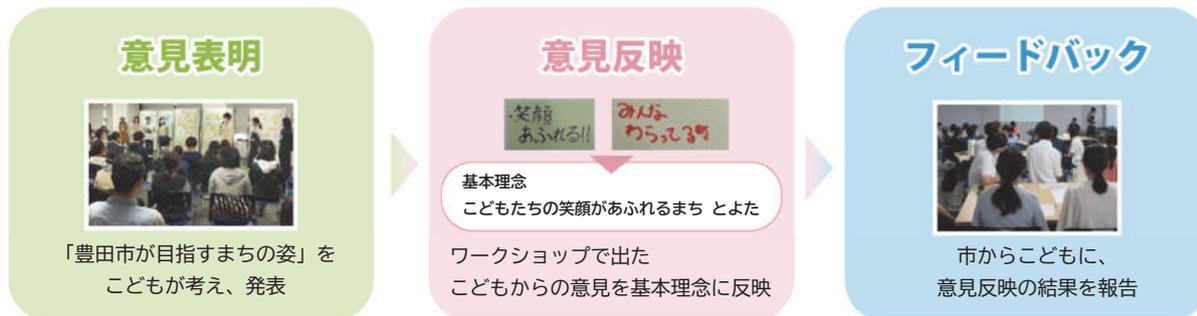
具体的な取組内容

- ・子ども会議などの既存の仕組みに加え、「(仮称) 豊田市版子ども若者★いけんぷらす⁷」など、こどもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みをつくり、意見表明機会の充実を図ります。
- ・こどもの意見反映の手法や好事例などを掲載した「(仮称) 豊田市版こどもの意見反映ガイドライン」を作成します。さらに、市の施策立案や事業実施とこどもの参画をマッチングする取組により、こどもの意見が市政に反映される仕組みを構築します。
- ・また、こどもの意見がどのように施策や事業に反映されたか、こどもにフィードバックしていきます。

図：こどもの意見表明・反映プロセス



実施例：豊田市子ども・若者計画の策定に関するこどもワークショップ



スケジュール

| R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
|-------------------|--------------------|------------|----------------|-------------------------|
| | | 子ども会議の開催 | | |
| | いけんぷらすの調査研究・仕組みの構築 | | こどもの意見を聴きながら改善 | |
| 意見表明・反映マッチングモデル実施 | | マッチング制度の構築 | | マッチング制度の改善 |
| ガイドラインでの好事例展開 | | | | ガイドラインにおけるマッチング制度の好事例展開 |

⁷ (仮称) 豊田市版子ども若者★いけんぷらす：こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組。

③ 地域資源を活用したこどもの支援体制の充実

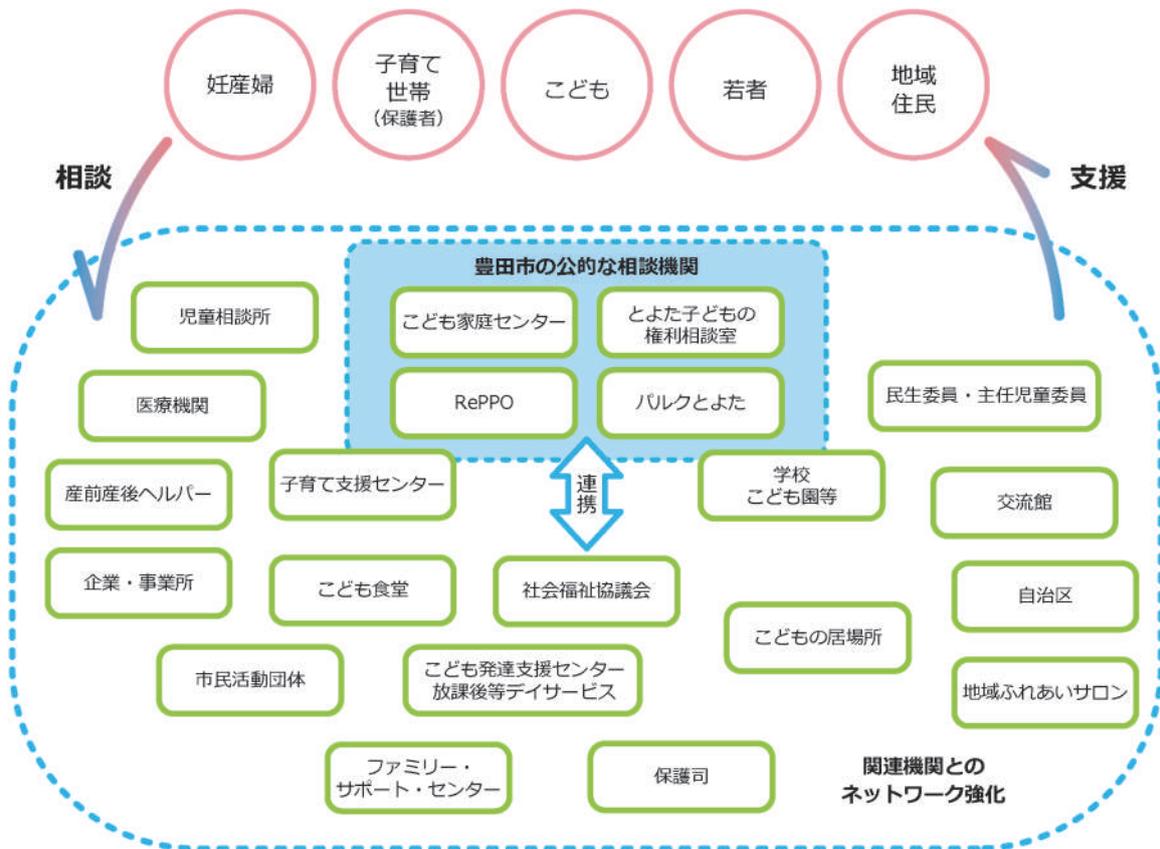
▶▶ 具体的な取組内容

- ・ 公的な支援機関や相談機関（こども家庭センターやこども・若者総合相談センター「RePPO-りっぽ-」等）に加えて、こどもの支援を行う市民団体や地域ボランティア等の地域資源の把握を行います。
- ・ 次に、それらが地域で包括的に連携するネットワークを構築することで、困難を抱えるこどもや子育て家庭を適切な支援先につなぎ、ヤングケアラーや貧困などのこどもの権利侵害に迅速に対応できるようにします。

▶▶ スケジュール

| R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
|-----|-----|----------|------|------|
| | | 地域資源の把握 | | |
| | | 連携方法の検討 | | |
| | | 順次、連携の実施 | | |

図：こどもの支援体制のイメージ



重点2 こどもの居場所プロジェクト

設定根拠

- ・令和5（2023）年12月に国が発出した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、人が生きていく上でも不可欠な要素であると示されています。
- ・豊田市の調査では、学校以外の活動にできるだけ参加している子どもほど、自分のことが好きだと感じている傾向にあり、学校以外に自分の居場所を持つことが自己肯定感の高さに関わっていると考えられます。
- ・また、同調査では、自分のことが好きだと感じている子どもや若者の方が、結婚したい、将来子どもを育てたいと考えている傾向にあり、自己肯定感の高さは将来のまちの姿にも影響があると考えられます。
- ・しかし、学校以外への活動の参加状況については「できるだけ多く参加している」「時々参加している」の割合が、前回の調査より減少しており、子どもが自分の居場所を見つけられる仕組みの構築が課題となっています。

取組の方向性

01 こどもの居場所をつくる

市の公共施設、企業・事業所、市民団体などが持つ資源（場所や人）を活用し、子どもが多様なつながりの中で様々な遊びや体験ができるような、子どもが「行きたい」と思える居場所をつくりまします。

02 こどもが居場所につながる

豊田市には、豊かな自然、多様な歴史や文化、スポーツの施設などこどもの居場所となり得る資源が多くあり、まちの魅力の一つとなっています。こどもが、これらの居場所とつながるための仕組みをつくっていきます。

また、居場所への一歩が踏み出せない子どもには、中間支援組織がこどもに寄り添い、自分らしくいられる居場所とつなげる取組を行っていきます。

① 多様なこどもの居場所づくりの推進

▶▶ 具体的な取組内容

- ・市や学校などの公共施設や企業・事業所の空きスペースを有効活用して、こどもの居場所となり得る場所の掘り起こしを行います。
- ・さらに、こどもが遊びや体験を通じて、地域の大人と交流する機会を提供することで、こどもが自分らしくいられる居場所づくりを進めます。

▶▶ スケジュール



② こどもの居場所マップの構築

▶▶ 具体的な取組内容

- ・地域資源（こどもの居場所となり得る場所や、こどもが遊びや体験の中で人とつながる場）の情報を集約し、ICT等を活用してこどもたちに発信します。こどもが地域の居場所を知り、居場所とつながるきっかけをつくります。

▶▶ スケジュール



③ こどもと居場所のマッチング

▶▶ 具体的な取組内容

- ・ 孤立しやすいこどもや若者が社会とつながりを持てるように、公的な支援機関や相談機関、地域団体などのネットワークを強化し、中間支援組織を中心として、こどもと居場所をつなぐためのコーディネートを実施します。

▶▶ スケジュール

| R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
|-----|------------|------------|------------|------|
| | | 関係機関の連携 | | |
| | | 中間支援の仕組み構築 | | |
| | コーディネートの調整 | | コーディネートの実施 | |

図：こどもと居場所のマッチングイメージ



重点3 子育て支援デジタル化プロジェクト

設定根拠

- ・子育て世代の就労割合の高まりによって、時間的な制約の多い子育て世帯が増えており、行政手続における手書き書類が多いことや必要な情報を自ら調べることへの負担感などがあるとされています。
- ・豊田市の調査では、デジタル化によって行政サービスが便利になったと感じる市民の割合は、特に子育て世帯において多い傾向にあります。子育て世代はデジタルツールに慣れている人が多く、デジタル技術を活用した子育て支援は有効な手段になり得ると考えられます。

取組の方向性

01 必要な支援を必要な人に届ける仕組みづくり

02 行かない・書かない・待たない子育て窓口の実現

多忙な子育て世帯に対し、自ら探す手間をかけることなく、子育てに必要な情報がこどもの成長に合わせてもれなく届くような仕組みを構築するとともに、開庁時間に左右されず、いつでもどこでも必要な申請手続が完結できるように、デジタル技術を活用した取組を進めます。

なお、国が推進する「こども政策DX」の方向性を踏まえ、国がシステムや仕組みを導入する分野については国の取組と整合性を図りつつ、豊田市独自の取組も合わせて展開していきます。また、保育業務や放課後児童クラブのICT活用等、豊田市が既にDX⁸の取組を進めている分野については、保護者や現場の職員等の声を踏まえ、更なる利便性の向上を目指します。

⁸ DX：デジタル技術を活用して、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争力を強化すること。「デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation)」の略称。

① プッシュ型通知による最適な情報発信

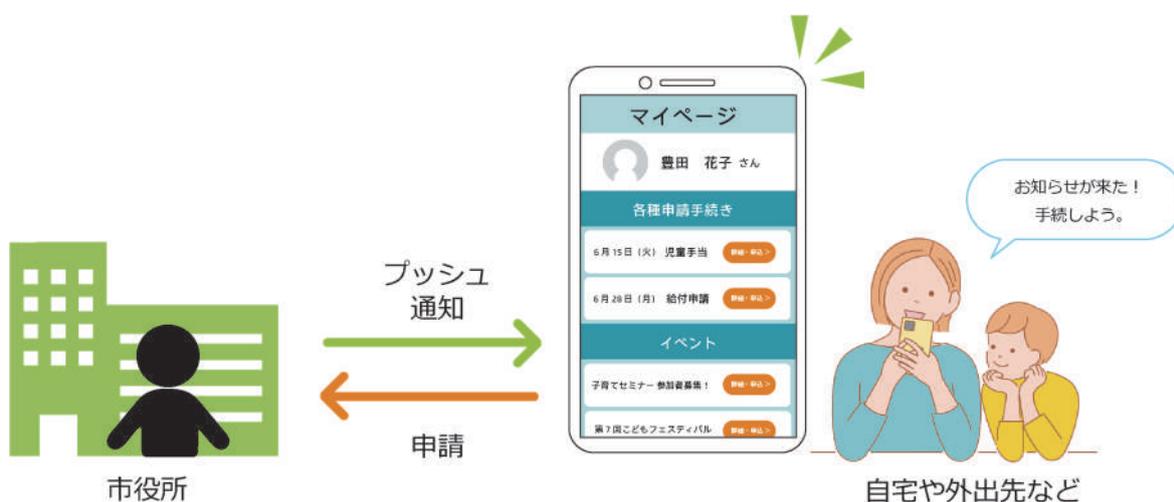
▶▶ 具体的な取組内容

- ・ こどもの成長や状況に合わせた子育て支援メニューや関連情報が簡単に検索できるポータルサイトを構築し、プッシュ型通知により保護者に情報を届ける仕組みと連動させることで、子育て支援に関する情報を、必要な人に分かりやすく届けられるようにします。
- ・ 市民ポータルを活用した、出産や子育てに関する手続やイベントへの申込等ができる仕組みをつくります。

▶▶ スケジュール



図：プッシュ型通知と申請のイメージ



② デジタル技術活用による子育て手続の負担軽減

▶▶ 具体的な取組内容

- デジタル技術を活用することで、各種手続等にかかる時間や手間を減らし、市民がストレスなく簡単に手続できる仕組みをつくります。また、こども園や放課後児童クラブなどにおける事務負担を減らし、保育士や支援員などがこどもと関わる・見守るといった本来の業務に注力できる環境をつくります。

▶▶ スケジュール

■ 児童手当や児童扶養手当等のデジタル化

窓口へ出向く時間・手間・コストをかけることなく、自宅で 24 時間いつでも申請できるようにします。



■ 乳幼児健康診査のデジタル化

記録の入力・管理方法等を紙媒体からデジタルへ切り替えることで、問診票等の記入時間を削減し、スムーズな健診受診につなげます。



■ こども園等のデジタル化

入園や転園にかかる各種申請等について、地方公共団体の情報システム標準化の動向を踏まえたデジタル化を進めることで、手続にかかる保護者の負担を軽減するとともに、保育士がこどもと向き合う時間が増えるようにします。

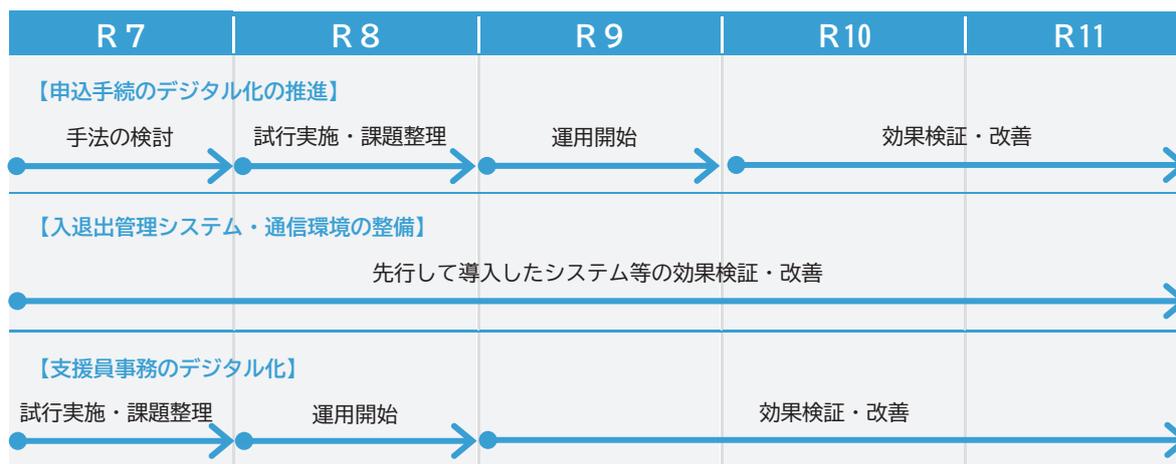
また、他自治体に先行して、保護者の利便性向上と現場の保育士の業務負担軽減を目的に導入した保育業務支援システムや集金業務のキャッシュレスの更新に向けて、地方公共団体の標準システムとの連携等を踏まえた、効果的なシステムを導入・運用します。



■放課後児童クラブのデジタル化

放課後児童クラブの申込手続、保護者との連絡、現場で働く支援員の各種事務等にICTを活用することで、保護者の利便性向上や支援員の事務負担軽減を図ります。

また、こどもの安全・安心、保護者の利便性向上、支援員の事務負担軽減を目的に導入した入退室管理システムや、こどもがクラブ室でタブレット学習ができるように整備した通信環境について、効果を検証し、必要に応じて見直ししていきます。



4. 施策の展開

取組方針 I

こどもの健やかな成長を支える

社会情勢の変化とともに、こどもを取り巻く環境は複雑化・多様化しています。こどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるように、各成長過程で適切に支援します。また、遊び・体験に主体的に取り組めるようにすることで、こどもの生き抜く力・学ぶ力を養い、自己肯定感を高められるよう支援します。

評価指標及び目指す方向

| 評価指標 | 現状値（令和5年度） | 目指す方向 |
|--|---------------|-------|
| 自分のことが好きだと感じている こども・若者の割合※ ¹ | 小学4～6年生 67.8% | ↑ |
| | 中学生 60.1% | |
| | 高校生 64.3% | |
| | 若者 62.1% | |
| 自分は価値のある人間だと感じている こども・若者の割合※ ¹ | 小学4～6年生 68.1% | ↑ |
| | 中学生 62.0% | |
| | 高校生 62.2% | |
| | 若者 56.1% | |
| 学校以外の行事や活動に参加している こども・若者の割合※ ² | 小学1～3年生 80.0% | ↑ |
| | 小学4～6年生 86.0% | |
| | 中学生 68.5% | |
| | 高校生 37.4% | |
| 「自分の意見が言えている」と感じて いるこども・若者の割合※ ¹ | 小学4～6年生 77.2% | ↑ |
| | 中学生 67.5% | |
| | 高校生 70.3% | |
| | 若者 68.7% | |

※¹ 「とてもそう思う」「どちらかというと思う」と答えた割合（豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査）

※² 「できるだけ多く参加している」、「ときどき参加している」と答えた割合（豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査）

取組の方向性（1）こどもの意見表明の機会充実

こどもが意見表明できる機会を充実させることで、こども同士やこどもと大人がお互いをより深く理解するきっかけにするとともに、こどもの主体性や自己肯定感を育みます。また、こどもの意見を市の施策に取り入れることにより、こども視点でのまちづくりを進めます。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 子ども会議の推進 | 市がこどもの意見を聴く機会として、子ども会議を開催します。会議では、子ども委員がまちづくりについて考え、話し合い、市長へ意見を伝えます。 |
| 2 | こどもの意見表明の仕組みづくり | 子ども会議などの既存の取組に加え、「(仮称) 豊田市版こども若者★いけんぷらす※」など、こどもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みをつくり、意見表明機会の充実を図ります。 ※こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組 |
| 3 | こどもの意見反映の仕組みづくり | こどもの意見反映の手法や好事例などを掲載した「(仮称) 豊田市版こどもの意見反映ガイドライン」を作成します。さらに、市の施策立案や事業実施とこどもの参画をマッチングする取組により、こどもの意見が市政に反映される仕組みを構築します。 |

コラム

豊田市子ども会議

豊田市は、子ども条例に基づき、平成 20（2008）年から「子ども会議」を設置しています。

子ども会議では、公募により集まった小学5年生から高校生までのこどもたちが「子ども委員」として、より良いまちをつくるために調査や話し合いを行い、1年間の活動を通して考えた意見をまとめ、市長へ報告します。

活動している子ども委員からは、「みんなで意見をまとめるのは大変だけど、まとまった時の達成感がよかった」「一人一人の意見が合う、違うと色々あって楽しい」といった声を頂いています。



取組の方向性（２）こどもの多様な居場所の創出

地域のつながりが希薄化している現在において、こどもが学校や家庭以外に安心して過ごせる居場所の確保が重要です。既存の資源を生かしながら、こどもが自分らしく過ごせる場所と人とのつながりを持てるように多様な居場所を創出します。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|---------------------|---|
| 4 | 地域こどもの居場所づくりの推進 | 地域や学校などの施設を有効活用し、こどもが遊びや体験などを通して、地域の大人と交流できる居場所を提供します。 |
| 5 | 多様な主体と連携した居場所づくりの推進 | 市や学校などの公共施設や企業・事業所の空きスペースを有効活用して、こどもの居場所となり得る場所の掘り起こしを行います。 |
| 6 | こどもの居場所マップの構築 | 地域資源（こどもの居場所となり得る場所や、こどもが遊びや体験の中で人とつながる場）の情報を集約し、ICT等を活用してこどもたちに発信します。こどもが地域の居場所を知り、居場所とつながるきっかけをつくります。 |
| 7 | こどもと居場所のマッチング | 孤立しやすいこどもや若者が社会とつながりを持てるように、公的な支援機関や相談機関、地域団体などのネットワークを強化し、中間支援組織を中心として、こどもと居場所をつなぐためのコーディネートを実施します。 |
| 8 | 「居場所みつけプラン」の推進 | 学校や教室に行けない・行かない児童生徒の社会的自立に向けて、不登校の未然防止から人と関わることのできる居場所づくりまで、包括的な支援を進めます。 |
| 9 | 図書館を活用したこどもの居場所づくり | 中央図書館やこども図書室のスペースを活用して、こどもだけでも自由に過ごすことができる場所を提供します。 また、広く情報を発信することで、活用の促進を図ります。 |

取組の方向性（3）こどもの遊び・体験の機会充実

豊田市ならではの多様な資源を活用して子どもたちが主体的に活動する機会を充実させることで、子どもが自己理解を深め、価値観を広げ、自己肯定感を高めるきっかけをつくります。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|--------------------------|--|
| 10 | 総合野外センターの活性化 | 利用者層の拡大に向けて、子どもを含む家族や青少年グループを対象にした新たな受入れプランを実施します。 また、野外活動を通じたこどもの遊び・体験拠点としての魅力を高めるため、運営手法の見直しや施設リニューアルの必要性について検討します。 |
| 11 | 部活動の地域展開 | 地域や民間事業者等と連携し、子どもがスポーツ・文化芸術等の多様な活動に取り組める環境を整備します。 |
| 12 | 自ら考え判断する力を育む教育の推進 | 子どもが探究学習等の取組を通じて自ら課題設定をし、主体的・探究的に取り組む学びの機会を増やすとともに、自分自身の将来を考えるきっかけとします。 |
| 13 | 子どもが参画する読書活動の推進 | こどもの読書活動を支える様々な人との連携に加え、こどもの考えや要望を直接聞く機会を設けて、充実した読書環境づくりを進めることで、子どもたちに学びの場や体験の場を提供します。 |
| 14 | スポーツによる遊び・体験の充実 | こどもの発達段階を踏まえた、基本的な体の動かし方を学べる機会や、様々な競技種目に触れられる機会を提供します。 |
| 15 | 文化芸術による遊び・体験の充実 | 子どもが多様な価値観を認め合い、自己肯定感を高めるために、様々な文化芸術に触れられる機会を提供します。 |
| 16 | 自ら考え判断できる子どもを育むミュージアムづくり | 鑑賞、観察、体験等の活動を通じて、子どもが主体的に見方・感じ方・考え方を身につけることを支援します。 |
| 17 | 子どもが主役となるプレーパークの開催 | 子どもたちが自然の中で自由に遊べるようにするため、運営知識を有する指導者のもとで子どもが主役となる遊び場を提供します。 |
| 18 | 幼児の日本語学習の環境整備 | 外国にルーツを持つ子どもが日本文化の中で活動できるよう、幼児期の発達に合った日本語学習と、保護者向けの理解啓発の機会を提供します。 |

取組の方向性（４）配慮が必要な子どもへの支援

配慮が必要な子どもに対して寄り添った適切な支援を行うことで、子どもが将来に向かって前向きに過ごすことができる環境を整えます。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|---------------------------------|---|
| 19 | インクルーシブ保育の推進 | 障がいのある児童や外国籍児童などが、地域のこども園で育ち合い安心・安全に過ごせるよう、保育士の研修体系や内容の見直し等を行い、保育の質の維持・向上を図ります。 また、私立幼稚園において医療的ケア児を安定的に受入れできるよう、必要な補助制度を創設します。 |
| 20 | 放課後児童クラブにおける配慮が必要な児童への支援 | 配慮が必要な児童を含めた全ての児童が放課後児童クラブで安心して楽しく過ごせるよう、放課後ソーシャルワーカーを配置し、放課後支援員等への専門的なアドバイスの実施や、学校を始めとした関係機関との連携体制を整備します。 |
| 21 | 重層的な支援体制の更なる充実 | 配慮が必要な子どもや家庭等に対し、関係機関の連携により、包括的な相談支援や社会参加支援を行います。また、世代や属性を越えて住民同士が交流できる多様な場の整備やコーディネートによる地域づくりを実施します。 |
| 22 | 虐待の未然防止・早期対応の体制強化 | こども園や学校等において、児童虐待防止プログラムを実施します。また、とよた急病・子育てコール24の運営、こども家庭ソーシャルワーカーの配置等により、相談支援体制を強化します。 |
| 23 | とよた子どもの権利相談室「こことよ」の体制強化 | 相談員に指導・助言を行うスーパーバイザーを配置し、相談員の専門性を高めることで子どもの権利救済のための体制を強化します。 |
| 24 | こども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽ-」の体制強化 | こども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽ-」において、利用者の増加に対応するため、相談員に指導・助言を行うスーパーバイザーの配置や相談員の増員等により運営体制を強化します。 |
| 25 | 青少年相談センター「パルクとよた」の相談体制の充実 | 青少年相談センター「パルクとよた」において、心理士や社会福祉士による、関係機関や学校等との連携も生かした、小学生から18歳までの子どもや保護者との相談を行います。 |
| 26 | 学校におけるこどものSOSを把握する体制の充実 | 児童生徒の心の悩み、対人関係の悩み、学校に行きにくいなどの声を把握し、心のケアを進めることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談等の充実を図ります。 |

取組の方向性（5）若者の社会参加の促進

青少年センターを起点として、若者が意欲や関心に応じて、きっかけづくりから具体的な活動、まちづくりへの主体的な参画へとステップを踏んで進められるように、若者が地域や社会とつながる多様な機会の提供や、学びや交流を通じた活動支援、まちづくりへの主体的な活動を促します。また、各種活動を通じて若者が課題解決やライフデザイン形成に向けた経験を得ることで、将来のキャリアや人生設計について考え、自己実現につなげられるよう支援します。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|---------------------|---|
| 27 | 若者が活動を始めためのきっかけづくり | ボランティアやイベント活動など、高校生や大学生などが意欲や関心に応じて選択できる多様な場を用意するとともに、若者に向けて積極的に情報発信を行うことで、若者が活動を始めためのきっかけをつくります。 また、「二十歳のつどい」を通じて、地域の大人や同世代と交流できる機会を用意することで、地域における様々な活動への参加を促します。 |
| 28 | 学びや交流を通じた若者の活動支援 | 若者向けの様々なイベントの開催や、若者グループの交流イベント、学生によるまちづくりの企画から実現まで一貫して支援する講座の実施などにより、青少年センターを活動の拠点として若者が仲間づくりできる環境を整え、若者の交流による成長を促します。 |
| 29 | 若者主体のまちづくりの促進 | 若者が自らの強みや意欲を生かした社会課題の解決につながる企画を提案し、地域の人々と関わり合いながら実現する活動を支援することにより、将来のまちづくりの担い手を育成します。 |
| 30 | 若い世代のライフデザイン形成の支援 | 若い世代が持つ結婚・出産・子育てなどのライフステージに応じた悩みを解消するため、若者向けのライフデザインセミナー等を開催し、ライフデザイン形成に向けた支援を行います。 |
| 31 | 若者の企画・運営による出会いの場の創出 | 若者目線で参加しやすい婚活イベントを企画・運営する若者グループの活動支援を通じて、結婚を希望する若者同士の出会いの場を創出します。 |



若者が自分のキャリアについて考えるワークショップの実施



青少年センターサロンを拠点とした若者の活動支援

取組方針Ⅱ

安心して子育てができる環境をつくる

家族の在り方が多様化し、地域とのつながりが希薄化している中で、安心して子育てができる環境の整備はこれまで以上に重要となっています。また、様々な背景や困難を抱える家庭の受け皿となり得るきめ細やかな支援も必要です。全てのこどもが幸せに成長できるようにするため、こどもの育ちの上で最も基本となる家庭への支援を行います。

評価指標及び目指す方向

| 評価指標 | 現状値（令和5年度） | 目指す方向 |
|--|--|-------|
| 「出産、子育てがしやすいまち」として満足している人の割合※ ¹ | 56.1% | ↑ |
| こども園等に、子育て等の相談を気軽にできていると感じている保護者の割合※ ² | 就学前児童保護者 39.1% | ↑ |
| 放課後児童クラブの運営状況に満足している保護者の割合※ ³ | 小学生保護者 93.1% | → |
| デジタル化によって豊田市の行政サービスが便利になったと感じている人の割合※ ⁴ | 同居している家族が 就学前（0～5歳） 60.7% 小学生 48.8% 中学生 47.9% | ↑ |

※¹ 豊田市民意識調査

※² 豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査

※³ 「充実したクラブ運営であり、とても満足している」「特に問題なく、満足している」と答えた割合（豊田市調査）

※⁴ 「就学前（0～5歳）」、「小学生」又は「中学生」と同居している人のうち、「思う」「どちらかといえば思う」と答えた割合（豊田市民意識調査）

取組の方向性（1）妊娠期から乳幼児期までの伴走支援

こどもを生き育てることを希望する人々が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期から乳幼児期にわたり、子育て家庭に寄り添いながら切れ目のない支援を行います。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|------------------------------|--|
| 32 | プレコンセプションケア ⁹ の推進 | プレコンセプションケアに対する興味関心が高まるように、若い世代を対象とした性に関する教育、ホームページ等を活用した情報発信を行っていきます。 教育機関等と連携して自らの生活や健康に向き合う取組を推進します。 |
| 33 | 不妊治療費の助成 | 保険適用となった生殖補助医療と併用して全額自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成し、不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を図ります。 |
| 34 | 伴走型の出産・子育て支援 | 妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対し、LINE のプッシュ通知を活用した情報配信や面接等の伴走型相談支援を実施します。 併せて、妊婦に対し5万円、出産後子ども一人につき5万円を支給します。 |
| 35 | 産前・産後ヘルパーによる支援の充実 | 妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対してヘルパーを派遣し、必要な支援を行うことで妊産婦の心身の健康維持を図り、こどもの健全な育成及び子育て家庭の福祉の増進に寄与します。 |
| 36 | 産後ケアの利用促進 | 出産後1年未満の乳児とその保護者等に対する心身のケアや育児のサポートを気軽に利用できるよう、環境の整備に努めます。 |
| 37 | 乳幼児健康診査の適切な実施 | 健康診査を通して、疾病及び心身の発育に関する問題等の早期発見・対応や予防を行うことで、子育て支援につなげるとともに、支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぎます。 |
| 38 | 乳幼児健康診査のデジタル化 | 乳幼児健康診査に必要な記録の入力・管理方法等を紙の書類からデジタルへ変更し、スムーズに健診を受診できるようにします。 |

⁹ プレコンセプションケア：将来の妊娠を考えながら、女性やカップルがライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと、又はそれらを促す取組。

取組の方向性（2）こどもを安心して預けられる環境づくり

働き方やライフスタイルの変化により多様化する保育ニーズを把握し、利用しやすい仕組みづくりを行うとともに、こどもが健やかに過ごすことができるよう、保育の質の向上に努めます。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|-------------------------------|--|
| 39 | 未就園の乳児の預かりニーズへの対応 | 0歳から2歳までの乳児の一時保育について、今後のニーズに対応した受入れ枠の拡大を図ります。 令和8（2026）年度から給付制度化する「こども誰でも通園制度」に適切に対応するとともに、一時保育との併用に関する運用ルールを定めることで、乳児の預かりを充実させていきます。 |
| 40 | 年度途中の待機児童対策 | 年度途中からでもこども園に入りやすくなるよう、幼稚園の保育所化や民間事業者の募集などにより、乳児受入れ枠の拡大を図ります。 |
| 41 | 保育の質の向上 | 3歳児クラスに、国の基準よりも手厚い基準で保育士を配置することで、落ち着いた園生活を送ることができるようにするとともに、保育ドキュメンテーション（保育の見える化）を推進し、保育の質の向上を図ります。 |
| 42 | 放課後児童クラブの拡充 | 多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、放課後児童クラブの対象を小学5・6年生まで拡大します。 |
| 43 | こども園・放課後児童クラブにおける入退出管理システムの活用 | こども園や放課後児童クラブにおいて、保護者が負担なく児童の出欠連絡を行うことができ、保護者向けの各種連絡等が正確かつスムーズに行われるよう、入退出管理システムを活用します。 |
| 44 | 放課後児童クラブにおける児童の活動内容の充実 | 空調設備が整備される小学校の体育館を活用する等、放課後児童クラブに参加する児童の活動内容の充実を図ります。 |

取組の方向性（3）経済的負担の軽減

子どもを生き育てることや結婚を希望する人が、経済的要因を理由にそれらを諦めることがないようにするため、子育てや結婚に要する経済的負担の軽減を図ります。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|------------------------|---|
| 45 | こども園・幼稚園から中学校までの給食費無償化 | 市内の保育所や幼稚園、認定こども園に通う幼児（3～5歳児）及び市立学校に通う児童生徒を対象に、経済的負担の大きい給食費を無償化することで、子育て支援及び教育環境の充実に寄与します。 |
| 46 | 子ども医療費の助成 | 子育て世帯の医療に係る経済的な負担による受診控えを防ぎ、病気の早期発見や早期治療によるこどもの健全な育成を図るため、高校生世代までの入院・通院及び大学生等の入院に係る医療費を助成します。 |
| 47 | 第2子の保育料無償化 | 多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、現在半額になっている第2子の保育料について、兄弟児の年齢制限や所得制限を設けず、無償化します。 |
| 48 | 結婚新生活の支援 | 結婚新生活に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用を補助し、新婚世帯を経済的に支援することで、豊田市への移住定住を促進するとともに、地域における少子化対策を推進します。 |

コラム

公共施設使用料 市内こども料金の無料化

豊田市は、こども支援策として、こどもの学び・体験に資する施設について、個人料金を無料にしています。

市内こども料金の無料化は、こども達が本市の公共施設を利用し、学び体験を重ねることを通じて豊かな人間性を培い、本市へ愛着心を持ってもらうために実施しています。

【こどもが無料で利用できる施設の例】



(左上) 美術館
(左下) 博物館
(右上) 豊田スタジアムプール

取組の方向性（４）配慮が必要な家庭への支援

ひとり親家庭やヤングケアラー家庭等、様々な背景や困難を抱える家庭が安心して子育てできる環境を整えます。また、関係機関が連携し、それぞれの家庭に寄り添いながら適切に支援します。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|----------------------|--|
| 49 | 地域資源を活用したこどもの支援体制の充実 | 公的な支援機関や相談機関（こども家庭センターやこども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽー」等）に加えて、こどもの支援を行う市民団体や地域ボランティア等の地域資源の把握を行います。 次に、それらが地域で包括的に連携するネットワークを構築することで、困難を抱えるこどもや子育て家庭を適切な支援先につなぎ、ヤングケアラーや貧困などのこどもの権利侵害に迅速に対応できるようにします。 |
| 50 | ひとり親家庭の自立促進 | ひとり親手当の支給や就業支援等により、自立を目指すひとり親を支援します。また、家庭環境や経済状況に関わらず、こどもが様々な体験や活動を通して将来の夢や希望が持てるような仕組みをつくります。 |
| 51 | 多胎家庭への個別支援 | 多胎妊娠が分かった時から、保健師等が定期的に訪問や電話等で必要な支援をします。 また、多胎育児経験者が多胎特有の悩みや不安に対して、直接、相談に乗り、アドバイスや情報提供を行います。さらに、保護者にとって負担が大きい産後の乳幼児健診に同行し、支援します。 |

取組の方向性（５）情報発信の最適化

子育ての不安や孤立感の解消を図り、子育ての負担を軽減するために、妊娠期から子育て期にわたってライフステージに合わせた「必要な情報」を「必要とする人」に届けます。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|-------------------|--|
| 52 | プッシュ型通知による最適な情報発信 | こどもの成長や状況に合わせた子育て支援メニューや関連情報が簡単に検索できる市民ポータルサイトを構築します。また、プッシュ型通知により保護者に情報を届ける仕組みと連動させることで、子育て支援に関する情報を、必要な人に分かりやすく届けられるようにします。 さらに、市民ポータルを活用した、出産や子育てに関する手続きやイベントへの申込等ができる仕組みをつくります。 |

近年、ワーク・ライフ・バランスを意識した多様で柔軟な働き方が浸透しつつあります。一方、地域のつながりの希薄化により、こどもたちが育つ家庭や地域の状況は変化しています。事業所の働き方改革の支援や地域のつながりを生かした子育て支援を行うことで、家庭だけに留まらない社会全体での子育てを促進します。

評価指標及び目指す方向

| 評価指標 | 現状値（令和5年度） | 目指す方向 | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|-------|-----|-------|--------|-------|--------|-------|------|-------|---|
| 働きやすい職場づくり推進事業所の確認・公表制度 延べ事業所数※1 | 44 事業所 | ↑ | | | | | | | | | | |
| 子育ては女性も男性も協力して行っている人の割合※2 | 50.9% | ↑ | | | | | | | | | | |
| こどもの権利が尊重されていると感じる人の割合※3 | <table border="0"> <tr> <td>小学4～6年生</td> <td>78.1%</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>73.1%</td> </tr> <tr> <td>小学生保護者</td> <td>51.5%</td> </tr> <tr> <td>中学生保護者</td> <td>48.8%</td> </tr> <tr> <td>一般市民</td> <td>46.9%</td> </tr> </table> | 小学4～6年生 | 78.1% | 中学生 | 73.1% | 小学生保護者 | 51.5% | 中学生保護者 | 48.8% | 一般市民 | 46.9% | ↑ |
| 小学4～6年生 | 78.1% | | | | | | | | | | | |
| 中学生 | 73.1% | | | | | | | | | | | |
| 小学生保護者 | 51.5% | | | | | | | | | | | |
| 中学生保護者 | 48.8% | | | | | | | | | | | |
| 一般市民 | 46.9% | | | | | | | | | | | |
| 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所があると感じている人の割合※4 | 就学前児童保護者 90.8% | → | | | | | | | | | | |

※1 豊田市調査

※2 「そうしている」「どちらかといえばそうしている」と回答した割合（豊田市男女共同参画社会に関する市民意識調査）

※3 「尊重されている」「まあ尊重されている」と回答した割合（豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査）

※4 豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査

取組の方向性（１）共働き・子育ての推進

子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、事業所等と連携して柔軟な働き方を推進する社会づくりを行います。また、男性が積極的に育児に参加できる環境づくりを進めます。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 53 | 働き方改革の推進 | 事業所への補助金交付やアドバイザー・講師派遣を行うことにより、事業所における働き方改革推進を支援します。 働きやすい職場づくりを行っている事業所の確認・公表制度や働き方改革に積極的に取り組む事業所の表彰制度を進めます。 |
| 54 | ジェンダー平等の推進 | 講座の開催等により、市民のジェンダー平等意識を高めます。また、男性の家事や育児に関わる意識向上のための取組を行い、家庭における固定的な役割分担意識の解消を図ります。 |

取組の方向性（２）地域ぐるみによるこども・子育ての支援

地域全体でこどもの成長を支えることにより、子育て家庭における孤立感の解消を図ります。また、こどもとの関わりを通じて、市民が生きがい・学びを得て、地域で育ったこどもが地域に愛着を持つといった好循環が生まれることを目指します。

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|----------------------|--|
| 55 | 市民との共働によるこどもの権利啓発 | こどもの権利に関心の高い市民団体や企業・事業所などと共働して、市民講師による出前講座や、豊田市版こどもの権利フォーラムの開催など、こどもの権利の理解を広める取組を実施します。行政だけでなく市民と共働することで、こどもの権利を理解する市民のすそ野を広げます。 また、大人がこども目線を実感できるようなこども視点の疑似体験会など、具体的に分かりやすい啓発を行うことで、こどもを尊重する行動につなげます。 |
| 56 | 子育て世代の交流・相互援助の促進 | 子育て支援センターでの育児相談や親子で参加できる催し物等を通して、子育て家庭同士が交流できる環境を整えます。また、子育ての援助を受けたい人と援助したい人がお互いに助け合う仕組みを運用し、子育て世帯を支援します。 |
| 57 | 地域におけるこどもと大人の対話機会の創出 | こどもと大人との交流を通して、こどもが地域に興味・愛着を持つとともに将来を考える機会とします。また、大人が地域のこどもや学校との関わりを持つきっかけづくりをします。 |